

第4章 施策の展開



第4章 施策の展開

1 施策の体系

環境ビジョン 光・緑・人が輝く自然環境共生都市 うえだ

| 施策大綱 | 基本方針 | 環境施策 |
|-------------------------------|--------------------------------------|--|
| 快速 I 安全・安心な生活環境の保全 | 空気・音 I-1 きれいな空気とやさしい音空間の保全 | ①自動車による大気汚染や騒音・振動の防止 ②事業活動による大気汚染・騒音・振動・悪臭の防止 |
| | 水・土 I-2 きれいな水と安全な土壌環境の保全 | ①生活系排水による水質汚濁の防止 ②事業活動による水質汚濁の防止 ③地下水・湧水・土壌の汚染防止 |
| | 化学物質 I-3 有害化学物質による汚染の防止 | ①有害化学物質による汚染の防止 |
| 自然 II 人と自然の共生 | 森・里山 II-1 森林と里山の保全 | ①林業振興による山林の保全 ②森林と里山の保全 ③森林・里山に親しむ場の創出 |
| | 水辺 II-2 水辺環境の保全 | ①環境に配慮した河川整備の推進 ②水辺の環境保全活動の推進 ③水辺環境に親しむ場の創出 |
| | 農 II-3 農地の保全 | ①農業基盤の確保と農地の保全 ②環境配慮型農業の推進 ③農環境に親しむ場の創出 |
| 資源 III 資源循環と地球環境の保全 | ごみ III-1 循環型社会の形成 | ①資源循環システムの整備 ②資源循環活動の推進 |
| | 再生可能エネルギー III-2 地球温暖化防止の推進 | ①市役所の地球温暖化防止活動の推進 ②市民の地球温暖化防止活動の推進 ③事業者の地球温暖化防止活動の推進 |
| | 地域資源 III-3 地域資源の活用 | ①太陽光・太陽熱の有効利用 ②水資源の有効利用 ③バイオマスの有効利用 ④地域資源の有効利用 |
| 調和 IV 歴史・文化と緑・景観の保全 | 文化 IV-1 歴史遺産・文化遺産の保存と継承 | ①歴史遺産・文化遺産の保護と伝承 ②歴史遺産・文化遺産とのふれあいの場の創出 |
| | 緑 IV-2 緑地の保全と緑化の推進 | ①公園・緑地の保全と整備 ②緑化の推進 |
| | 景観・美化 IV-3 地域景観の保全と環境美化の推進 | ①優れた地域景観の保全と形成 ②環境美化の推進 |
| 人 V 環境教育と地域連携の推進 | 人 V-1 環境教育の推進 | ①学校等における環境教育の推進 ②地域における環境教育の推進 ③事業者における環境教育の推進 ④環境情報の集積と人材の育成 |
| | 地域 V-2 環境にやさしい地域づくり | ①環境保全団体の活動の推進 ②コミュニティ活動・ボランティア活動の推進 |
| | 交流 V-3 地域交流の推進と環境情報の発信 | ①グリーンツーリズム・エコツーリズムの推進 ②地域交流の推進 |

2

施策の展開

2-1 施策大綱 I : 安全・安心な生活環境の保全

快適

基本方針 I - 1

空気・音

きれいな空気とやさしい音空間の保全

上田市内の道路網は、上信越自動車道や国道 7 路線のほか、県道や主要地方道等により構成されています。上田市における大気や騒音の環境基準は、高速道路や国道の一部の自動車道路騒音において、環境基準が未達成の区間がありますが、おおむね達成されています。

自動車走行に伴う大気汚染や、騒音・振動に関する対策を継続的に進めるとともに、一般家庭での野焼きを制限し、事業所等からの大気汚染や騒音・振動を防止することにより、さわやかな空気と静かな暮らしを確保します。

環境施策

施策① 自動車による大気汚染や騒音・振動の防止

● 渋滞緩和による大気汚染・騒音の防止

- ・ 道路の整備、エコカーへの切替、交通の円滑化の仕組みづくり等を進め、自動車交通に起因する大気汚染を低減します。

● 公共交通の利用促進

- ・ 在来鉄道等の公共交通機関の利用を、関係団体との連携を図りながら促進します。
- ・ 既存のパークアンドライド駐車場や、市営駐車場の利用推進を図ります。
- ・ 「上田市地域公共交通網形成計画」に則り、生活バス路線等を維持し、公共交通の利便性を確保します。
- ・ 市内循環バス（オレンジバス）やデマンド交通、住民主導の乗合タクシー等、各種事業の活性化を図り、啓発活動により利用促進を図ります。

● 自転車・レンタサイクル利用の促進

- ・ 通勤・通学における市民等の自転車やレンタサイクルの利用を進めるとともに、電動自転車等の購入に対して支援を検討します。

● 規制・監視体制の強化

- ・ 住宅地内における自動車通行規制、速度規制や警笛使用の自粛等により、大気汚染、騒音・振動防止に関し規制等を検討します。
- ・ 自動車、在来鉄道、新幹線鉄道等から発生する騒音・振動を監視するため、定期的な監視測定を行います。

● エコカーの利用推進

- ・ 電気自動車やハイブリッド車等のエコカーの普及啓発に努め、エコカー利用者に対し、駐車場利用を優遇する制度等の導入を検討します。
- ・ 公共施設への電気自動車等の充電設備の導入を検討します。

● エコドライブの推進

- ・ エコドライブを推奨し、経済走行等大気汚染物質を極力出さず、騒音の少ない運転マナーや技術の啓発を引き続き行います。

施策②

事業活動による大気汚染・騒音・振動・悪臭の防止

● 事業者への規制・指導の徹底

- ・ 特定施設等を設置している、若しくは新たに設置する工場・事業場・店舗等の事業者に対して、法令等に基づき、監視・指導を行います。

● 事業者等の公害防止体制の整備促進

- ・ 事業者等の公害防止のための指導・啓発に努め、公害を発生させない体制づくりを促進します。

● 事業者への啓発・情報提供の実施

- ・ 工場等を新たに設置する事業者等に対し、法令等の遵守を指導します。
- ・ 公害関連の法令規制等の改正に関し、上田市のホームページ等により情報提供を行います。

環境指標

| NO. | 指標項目 | 現状(値) (2016年度) | 中間目標(値) (2022年度) | 最終目標(値) (2027年度) | 関連する施策 |
|--------|--------------------------------------|------------------------------|---------------------|---------------------|--------|
| I-1-01 | 道路騒音の環境基準達成度 | 昼夜：100% 【7地点】 | 昼夜：100% 【7地点】 | 昼夜：100% 【7地点】 | 施策① |
| I-1-02 | 別所線輸送人員 | 1,313千人 | 1,200千人 | 1,200千人 | 施策① |
| I-1-03 | 上田市街地循環バス・オレンジバス利用者数 | 50,718人 | 55,000人 | 55,000人 | 施策① |
| I-1-04 | しなの鉄道市内4駅乗降者数 | 5,849千人 | 5,800千人 | 5,800千人 | 施策① |
| I-1-05 | レンタサイクルの利用者数 | 4,135人 | 2,900人 | 3,000人 | 施策① |
| I-1-06 | 大気汚染環境基準達成度 (二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質) | 100% | 100% | 100% | 施策①② |
| I-1-07 | 光化学オキシダント環境基準達成状況 | 基準超過日数 83日 | 低減 (2016年度比) | 低減 (2016年度比) | 施策①② |
| I-1-08 | 一般地域騒音環境基準達成度 | 昼間：100% 夜間：100% 【11地点】 | 昼夜：100% 【11地点】 | 昼夜：100% 【11地点】 | 施策② |

| | | | | | |
|-----------|---|-----------------------------------|------------------|------------------|-----|
| I-1-09 | 新幹線鉄道騒音の環境基準達成度 | 20% 【5 定点】 上田地域 4 丸子地域 1 | 向上 (2016 年度比) | 向上 (2016 年度比) | 施策② |
| 項目の 説明 | <p>I-1-01：道路に面する地域の騒音の状況を把握するため騒音測定を実施しています。環境基準値は昼間と夜間それぞれ定められています。</p> <p>I-1-05：上田駅前にて貸し出しています。2016 年度は大河ドラマ「真田丸」の影響で利用者が大幅に増加しましたが、例年は約 3,000 人前後で推移しています。</p> <p>I-1-06：化石燃料等の燃焼により発生し、自動車や工場・事業場等発生源は多様です。</p> <p>I-1-07：大気中の二酸化窒素等が、紫外線により光化学反応し生成されます。環境基準値を超過した際、直ちに人体に影響が現れるということではありません。</p> <p>I-1-08：用途地域ごとに地点を選定し、各地点において、騒音測定を実施しています。環境基準値は、用途地域ごと昼間と夜間それぞれ定められています。</p> <p>I-1-09：新幹線鉄道による騒音を、沿線の地域で測定しています。環境基準値の超過について、改善に向けて関係機関へ要望しています。</p> | | | | |

本市の主要河川や地下水は、概ね環境基準を満たしておりますが、季節的に基準を超過する項目のある河川や、地下水の硝酸性・亜硝酸性窒素が環境基準を上回っている箇所があります。

今後も、家庭生活や事業活動によって発生する排水の影響を受ける河川や地下水、これらを取り巻く土壌を監視することで、きれいな水と安全な土壌環境を保全します。

環境施策

施策① 生活排水による水質汚濁の防止

● 定期的な監視・測定の実施

- ・ 本市の水環境を評価するうえで、重要な意義をもつ、河川水質の定期的な測定を行い、水質の変化を監視するとともに、その結果を公表します。

● 公共下水道事業・農業集落排水事業による水洗化等の促進

- ・ 公共下水道等に関する情報を積極的に提供し、生活排水による河川等への影響を防止するとともに、水洗化を促進します。

● 合併処理浄化槽の設置促進と維持管理

- ・ 公共下水道・農業集落排水の整備区域外において、合併処理浄化槽への切替えを促進します。
- ・ 浄化槽の維持管理方法について啓発を行うとともに、適切な維持管理に関する指導を行います。

● 適切な生活排水処理方法の普及啓発

- ・ 「廃食用油を直接流さない」、「洗剤を適量使用する」等、公共下水道処理施設等に負担がかからない生活排水の適正な処理方法について、普及啓発を行います。

施策② 事業活動による水質汚濁の防止

● 事業者への監視・指導の徹底

- ・ 特定施設等を設置し、河川等の公共用水域へ排水する工場・事業所等からの水質汚濁物質の排出に関する監視・指導を行います。

● 事業者等の公害防止体制の整備推進【再掲】

- ・ 事業者等の公害防止のための指導・啓発に努め、公害を発生させない体制づくりを促進します。

● 事業者への啓発・情報提供の実施【再掲】

- ・ 工場等を新たに設置する事業者等に対し、法令等の遵守を指導します。
- ・ 公害関連の法令規制等の改正に関し、上田市のホームページ等により情報提供を行います。

施策③

地下水・湧水・土壌の汚染防止

● 定期的な監視・測定の実施

- 本市の水環境を評価するうえで、重要な意義をもつ、地下水や湧水の水質の定期的な測定を行い、水質の監視を行うとともに、その結果を公表します。

● 農薬や化学肥料の適正使用の啓発

- 農業活動に対して、持続可能性を確保するため、GAP^{*i}の推進等により環境に与える影響の低減を図ります。
- ゴルフ場等に対し、農薬や化学肥料の適正使用に関する啓発を行います。

● 危険物の適正管理の指導

- 一般家庭や工場・事業所等に対し、灯油・重油等の危険物の適正管理を指導し、地下水や湧水、土壌への流出防止に努めます。

● 事業者への啓発・情報提供の実施【再掲】

- 工場等を新たに設置する事業者等に対し、法令等の遵守を指導します。
- 公害関連の法令規制等の改正に関し、上田市のホームページ等により情報提供を行います。

環境指標

| NO. | 指標項目 | 現状(値) (2016年度) | 中間目標(値) (2022年度) | 最終目標(値) (2027年度) | 関連する 施策 |
|-----------|--|-------------------|---------------------|---------------------|------------|
| I-2-01 | 下水道処理区域内普及率 (公共下水道及び農業集落排水) | 97.30% | 100% | 100% | 施策① |
| I-2-02 | 下水道水洗化率 (公共下水道及び農業集落排水) | 91.85% | 94.5% | 96.3% | 施策① |
| I-2-03 | 合併処理浄化槽設置整備事業実施基数(累計) | 2,201基 | 増加 (2016年度比) | 増加 (2016年度比) | 施策① |
| I-2-04 | 主要河川のBOD環境基準 値達成度 | 100% 【35地点】 | 100% (年間平均値) | 100% (年間平均値) | 施策①② |
| I-2-05 | 地下水環境基準達成度(硝酸 性窒素及び亜硝酸性窒素) | 75.0% 【12地点】 | 向上 (2016年度比) | 向上 (2016年度比) | 施策③ |
| I-2-06 | 地下水質低沸点有機塩素系 化学物質の基準値達成度 | 100% 【12地点】 | 100% 【12地点】 | 100% 【12地点】 | 施策③ |
| 項目の 説明 | <p>I-2-03：合併処理浄化槽とは、公共下水道や農業集落排水施設に接続できない地域において、公共用水域の水質を保全するため、家庭等からの生活排水を浄化する装置のことを言います。</p> <p>I-2-04：市内27河川35地点において、水質検査を実施しています。いくつかある検査項目の中で、BODは、水中の有機物が好気性微生物により分解されるときに消費する酸素の量で、河川の有機物汚染のおおよその指標とされています。環境基準値は、水域の種別ごとに定められています。</p> <p>I-2-05：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、様々な発生源があるが、本市では農業用肥料に含まれる窒素による影響が大きいと考えられます。</p> <p>I-2-06：低沸点有機塩素系化学物質は、事業所における金属の洗浄剤や、ドライクリーニングの洗浄剤等で使用されています。</p> | | | | |

*ⁱGAP：農業生産工程管理（GAP）とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことです。

化学物質

有害化学物質による汚染の防止

有害化学物質は、古くから重要な環境問題として取り上げられ、環境汚染だけでなく、人体や生態系への影響が懸念されるようになりました。特に、生物のホルモン作用に影響を与える「環境ホルモン」が注目されてからは、PCB やダイオキシン類等の有害化学物質が問題視されるようになりました。

有害化学物質から安全な暮らしを守るため、有害化学物質による環境汚染の防止を図ります。

環境施策

施策① 有害化学物質による汚染の防止

● 定期的な監視・測定の実施

- ・ 大気・河川・土壌等のダイオキシン類や特定化学物質等の定期的な調査・測定を行い、汚染状況の把握に努め、結果を公表します。

● 事業者への監視・指導の徹底

- ・ 工場・事業所等からの有害化学物質の大気や河川、土壌への排出に関する監視・指導を行います。

● 事業者等の公害防止体制の整備推進【再掲】

- ・ 事業者等の公害防止のための指導・啓発に努め、公害を発生させない体制づくりを促進します。

● 化学物質に関する最新情報の把握と情報提供の推進

- ・ 国等の関連法規制の制定状況や周辺動向から、化学物質に関する最新情報の把握に努め、市民・事業者積極的に情報提供を行います。

環境指標

| NO. | 指標項目 | 現状(値) (2016 年度) | 中間目標(値) (2022 年度) | 最終目標(値) (2027 年度) | 関連する施策 |
|--------|--|---|---|---|--------|
| I-3-01 | ダイオキシン類環境基準達成率 | 100% 【大気 5 定点】 【河川 3 定点】 【土壌 3 地点】 【底質土 2 定点】 | 100% 【大気 5 定点】 【河川 3 定点】 【土壌 3 地点】 【底質土 2 定点】 | 100% 【大気 5 定点】 【河川 3 定点】 【土壌 3 地点】 【底質土 2 定点】 | 施策① |
| 項目の説明 | ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、ダイオキシン様ポリ塩化ビフェニルの総称です。塩素を含む物質の不完全燃焼等で生成され、猛毒であるため、人体にも影響があります。 | | | | |

基本方針Ⅱ-1

森・里山

森林と里山の保全

本市の約7割を覆う山林は、水源涵養^{*i}や国土保全等公益的な機能を持ち、私たちの安全な生活環境を守ってきましたが、管理する担い手の不足等により、森林や里山が持つ多面的な機能を維持することが難しくなっています。

本市の特徴でもある豊かな森林や里山を未来の世代に引き継ぐため、これらに親しみ、触れ合う機会を創出し、多くの人が保全活動に参加しやすい環境づくりを目指します。

環境施策

施策① 林業振興による山林の保全

- **安定的な木材供給体制の整備**
 - ・ 安定的な木材供給体制の整備を図り、除伐や間伐等の森林整備を推進し、水源涵養機能をはじめとした森林の持つ多面的機能を維持します。
 - ・ 森林組合をはじめとする地域の林業事業者の活動を積極的に支援し、素材生産から加工、流通までの体制を整備するとともに、地元産材の利用拡大を図ります。
 - ・ 県産材のカラマツや上田市に多いアカマツの利用促進を図ります。
- **特用林産物・林産資源の育成推進**
 - ・ 本市特産品のマツタケをはじめとする特用林産物を松くい虫被害から守るための生育環境の整備を推進し、生産量の拡大を目指します。
- **林業経営環境の改善**
 - ・ 素材生産者、製材業者等、林業経営者の経営支援につながる施策を推進します。
 - ・ 造林・保育・伐採計画や関連道路への有効なアクセスを考慮しながら、林道の開設、改良事業を実施します。
 - ・ 高性能林業機械の導入補助により、効率的な施業の推進を図ります。
- **林業担い手の育成推進**
 - ・ 地域林業の担い手の中心となる団体等の機能強化を促進させ、森林の整備を推進します。
 - ・ 林業従事者の労働安全衛生の向上を目指し、林業事業者と協力して後継者の確保と育成を推進します。

* i 水源涵養（すいげんかんよう）：森林の土壌が雨水をためることで、地表から雨水が川へ流れ込む量を一定にし、川の流量を安定させて洪水を緩和すること。また、雨水の地下浸透によって、地下水の量が増えるとともに、水質を浄化させる機能も持っている。

● 森林の公益的機能の回復

- ・ 自然の復元力及び健全な生態系を回復するため、松くい虫対策として樹種転換事業により被害拡大防止を図るとともに、マツタケ山の環境整備等を進め、荒廃した里山の整備を図ります。
- ・ 松くい虫防除対策を最適な防除方法に基づき推進し、松枯れによる「守るべき松林」の喪失を防止します。
- ・ 針葉樹と広葉樹が適度に入り混じった針広混交林への転換を進め、これにより生物多様性を確保します。
- ・ 有害鳥獣が集落に出没しにくい環境整備を行い、野生鳥獣との共生を目指します。

● 森林・里山保全活動の推進

- ・ ボランティアによる森林整備や市民協働による登山道や遊歩道整備等、住民の主体的な森林整備活動を支援します。
- ・ 「緑の募金」運動や、市民参加型の活動である植樹祭等を通じ、将来にわたり緑豊かな森林環境保全への啓発活動を行います。
- ・ 市街地近郊の貴重な樹林を保全するため、市民協働による管理を含めた適切な維持管理を図ります。

● 多様な生物種の保護活動の推進

- ・ 天然記念物や動植物の乱獲防止のために、保護パトロールの強化を図ります。
- ・ 市域内に生息する動植物種や絶滅危惧種、希少生物種の把握のため、動植物調査を検討します。

● 市民参加型環境情報収集の推進

- ・ 市民、事業者、環境保全団体等による、ホタル等の環境指標種や貴重種、外来種の生息・生育に関する情報を収集する仕組みづくりを進めます。

● 外来種対策の推進

- ・ アレチウリやオオカワヂシャ等、生態系に影響を及ぼす恐れのある外来種の駆除を協働により実施・支援します。
- ・ 外来生物法に基づく、外来種の栽培・飼育・取引・放逐の禁止事項や、国内外来種となる在来種の無秩序な移植、放流による影響等に関する情報を周知し、外来種対策を推進します。
- ・ 地域の生態系を乱さないように、外来種被害予防三原則（入れない・捨てない・広げない）等の周知を図ります。

施策③

森林・里山に親しむ場の創出

● 森林・里山体験学習の推進

- ・ 周囲の森林、里山に生息する動植物の保護と共生を通じて、里山の環境保全や地域への愛着を深める学習機会の充実、活動に対する支援を推進します。
- ・ 野外フィールドでの森林環境教室や体験教室を開催し、身近な里山に触れ合う機会を創出します。

● 森林・里山に親しむ環境の整備

- ・ 誰もが訪れることができるように、登山道や遊歩道の整備を進め、安全・安心なアクセスを確保します。
- ・ 菅平高原を含む上信越高原国立公園及び美ヶ原高原を含む八ヶ岳中信高原国定公園や身近な里山等を保全し、自然と親しむ場として活用します。

環境指標

| NO. | 指標項目 | 現状(値) (2016年度) | 中間目標(値) (2022年度) | 最終目標(値) (2027年度) | 関連する 施策 |
|-----------|---|-------------------------|-------------------------------|-------------------------------|------------|
| Ⅱ-1-01 | 森林整備面積 (市有林・私有林間伐実施面積) | 159.5ha (累計 3,145ha) | 平均 400ha/年 (累計 5,237ha) | 平均 400ha/年 (累計 7,237ha) | 施策①② |
| Ⅱ-1-02 | 樹種転換整備面積 (私有林) | 2.3ha (累計 250.0ha) | 平均 20ha/年 (累計 352ha) | 平均 10ha/年 (累計 402ha) | 施策①② |
| Ⅱ-1-03 | 松くい虫被害木の処理量 | 6,227 m ³ | 平均 6,000 m ³ /年 | 平均 5,000 m ³ /年 | 施策①② |
| 項目の 説明 | Ⅱ-1-02：松くい虫による被害先端地（被害量が少ない地域）において、今あるアカマツをすべて伐採、搬出し、別の種類の木を植えてアカマツ以外の山林に変え、被害の拡大を防止しています。 Ⅱ-1-03：松くい虫被害にあった木を、伐倒くん蒸処理や地上薬剤散布等により、処理しています。 | | | | |

水辺

水辺環境の保全

本市は、市の中央を流れる千曲川、またその支流である神川、依田川、浦野川等多くの河川のほか、200以上あるため池や地下水・湧水等、水資源にあふれています。

これら多くの水資源を保全するため、健全な河川環境を維持し、身近な水辺環境に市民自らが親しみ、学びの場とすることにより、水辺環境の整備・保全を推進します。

環境施策

施策① 環境に配慮した河川整備の推進

● 環境配慮型河川整備の推進

- ・ 一級河川の改修・整備については、関係団体との調整を図り、動植物の生息・生育環境や親水性、景観に配慮した河川整備を国、県に要望していきます。
- ・ 準用河川及びその他中小河川の改修については、動植物の生息・生育環境や親水性、景観に配慮した河川整備を計画的に進めます。
- ・ 河川改修にあたっては、「多自然川づくり」*ⁱの基本指針に則して、環境の保全・育成を考慮しつつ計画的に推進します。

施策② 水辺の環境保全活動の推進

● 河川保全活動の推進

- ・ 地域住民やNPO*ⁱ、各種団体との協働により、河川環境の保全活動を推進します。

● 水産資源の保全・育成

- ・ 河川の生態系に配慮しながら、アユ、ウグイ等の魚類の育成を図り、河川環境を保全し水産資源を守ります。

施策③ 水辺環境に親しむ場の創出

● 親水空間の整備

- ・ 子どもから大人まで、水に親しむことのできる親水空間を整備するとともに、親水空間の保全を図ります。
- ・ 千曲川桜づつみ堤防や依田川ウォーキング道路の整備等、河川と身近にふれあえる空間づくりを進めます。

* i 多自然川づくり：河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川全体が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境並びに多様な河川風景を保全あるいは創出するために、河川管理を行うこと。

* i NPO：NPO法人（特定非営利活動法人）のこと。特定非営利活動促進法（NPO法）に基づいて国または県に認証された、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする法人。

● 水と親しむ体験学習の推進

- ・ 水生生物調査や水辺の自然観察会等、水と親しむ学習機会の充実や活動に対する支援を推進します。
- ・ 市民参加型の体験イベントを開催し、水と親しむ場を提供します。

環境指標

| NO. | 指標項目 | 現状(値) (2016年度) | 中間目標(値) (2022年度) | 最終目標(値) (2027年度) | 関連する施策 |
|-----------|--|-------------------|---------------------|---------------------|--------|
| Ⅱ-2-01 | 農業用水路の多自然水路整備箇所 | 6箇所 | 6箇所 | 6箇所 | 施策① |
| Ⅱ-2-02 | 多自然河川の整備状況 (累計) | 1,788m | 1,800m | 1,810m | 施策① |
| Ⅱ-2-03 | 河川愛護団体数 | 95団体 | 増加 (2016年度比) | 増加 (2016年度比) | 施策② |
| Ⅱ-2-04 | 水生生物調査参加人数 | 32人 | 増加 (2016年度比) | 増加 (2016年度比) | 施策③ |
| 項目の 説明 | Ⅱ-2-01：多自然水路整備とは、水辺環境の多様性、生物の生息場所及び移動経路を確保できるような水路の整備のことを言います。 Ⅱ-2-02：多自然河川整備とは、治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境を極力改変しない、自然環境に配慮した整備のことを言います。 Ⅱ-2-04：市民が川に親しむ機会を創出し、水辺環境への関心が高まるよう、調査道具の貸出等により支援を行っています。 | | | | |

本市は、水稲、果樹、花卉、野菜等、さまざまな農業が営まれています。農環境は、水・土との関係が深く、多くの動植物の生息・生育環境を提供しているとともに、農村景観を形成しています。また、地産地消を推進することにより、消費者ニーズに応えられる農業が推進され、安全安心な農産物の市民等への供給や農産物の長距離輸送等に伴うエネルギーの消費を抑え、食の安全や地球環境の保全にも繋がります。

市内の農家数や農地の減少は、農業の衰退ばかりでなく、農地の持つ環境保全機能の喪失へと繋がっていきます。

自然資源としての農環境を保全するため、農地と触れ合う機会を創出し、担い手育成を含め、持続可能な農業を積極的に推進します。

環境施策

施策① 農業基盤の確保と農地の保全

● 安定した農業生産体制の整備

- ・ 認定農業者*ⁱの育成や集落営農への啓発を図るとともに、農業用大型機械導入への支援や、農地保有合理化の推進を図ります。
- ・ 農業支援センターを中心とした、地域活性化委員会等の活動や女性農業者の地域活動を積極的に支援するとともに、家族経営協定制度を普及し、農業経営の改善を図ります。
- ・ 農業生産法人設立への誘導を図り、安定的な農業生産を進めます。

● 農業後継者の育成

- ・ 新規就農育成システムの確立に取り組み、就農支援を推進する等、将来の農業を支える就農者を育成します。

● 農地貸付制度の推進

- ・ 農地を貸したい農家と借りたい農業法人や新たな就農者、市民や学校等の教育機関等を結びつけて、農地の荒廃を防止する農地貸付制度を推進します。
- ・ 農地貸付制度により、稲倉の棚田等、希少な山間地の農地の保全を推進します。
- ・ 貸付候補となる荒廃農地等の情報を収集する仕組みをつくり、農地貸付制度を推進します。

● 鳥獣害対策の推進

- ・ ニホンジカ等の野生動物による農業被害を防止するため、国、県の鳥獣害対策と調整しながら、適正な駆除による鳥獣害対策を推進します。
- ・ 鳥獣害対策を行うための狩猟者の育成や出猟に対する支援等、鳥獣害対策を推進します。
- ・ 駆除した野生動物の有効利用のため、ジビエ（野生鳥獣肉）の加工品等、利活用する仕組みづくりを研究します。
- ・ 農地等への野生動物の侵入を防止する方法や果実の放置等の侵入要因をなくす方法を周知し、鳥獣害対策を推進します。

* i 認定農業者：「農業経営基盤強化促進法」に基づく制度で、経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、基準に適合する農業者として市町村から認定を受けた者。

施策②

環境配慮型農業の推進

● 低農薬・低化学肥料栽培、有機栽培の促進

- ・ 農薬や化学肥料について、各地域における使用慣行の5割以上の低減を図り、低農薬・低化学肥料栽培を促進します。
- ・ ポジティブリストⁱ制度の徹底等、農薬の適正使用を促進します。
- ・ 浄水場汚泥で生産した土壌改良土の利用などにより、有機栽培を推進します。

● 環境保全型農業の普及啓発

- ・ 環境にやさしい農産物表示認証制度ⁱⁱの普及に取り組みます。
- ・ 環境保全型農業に関する情報提供を推進し、エコファーマーⁱⁱⁱ等環境保全型農業が実践できる農家の育成に取り組みます。
- ・ インターネット等を通じて、消費者が求める安全・安心な農畜産物や加工品を積極的にPRする等、情報発信の充実を図ります。

施策③

農環境に親しむ場の創出

● 農業体験の推進

- ・ 遊休荒廃農地を滞在型体験農園や市民農園として利活用し、市民が農業に親しめる場を創出します。
- ・ 小中学生が、農産物の収穫等農作業を体験できる収穫体験農園を増やし、農業や農産物に対する理解を深める食農教育の推進を図ります。
- ・ 市民参加型の農業体験イベントを開催し、農業に親しむ場を創出します。

● 地産地消の推進

- ・ 直売所の充実及び学校給食や旅館等宿泊施設での消費を推進し、地域内で生産された農畜産物の地域内における消費（地産地消）を促進します。
- ・ 農業生産における食料生産自給率の向上を図ります。

*i ポジティブリスト：食品衛生法により農薬残留基準が設定されていない農薬が残留する食品の販売等を禁止した制度。2003年の食品衛生法の改正により2006年から導入された。

*ii 農産物表示認証制度：地域の一般的な栽培方法と比較して、化学肥料及び化学合成農薬を50%以上（一部30%以上）削減した方法で生産された農産物を長野県知事が認証する制度のこと。

*iii エコファーマー：「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、持続性の高い農業生産方式（土づくり、化学肥料・化学農薬の低減を一体的に行う生産方式）を導入する計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者のこと。

環境指標

| NO. | 指標項目 | 現状(値) (2016 年度) | 中間目標(値) (2022 年度) | 最終目標(値) (2027 年度) | 関連する 施策 |
|-----------|--|----------------------|----------------------|----------------------|------------|
| Ⅱ-3-01 | 認定農業者数 (各年度末) | 223 経営体 | 234 経営体 | 234 経営体 | 施策① |
| Ⅱ-3-02 | 荒廃農地再活用面積 (累計) | 4.2ha (累計 68.7ha) | 累計 100ha | 累計 130ha | 施策① |
| Ⅱ-3-03 | 農地の担い手への集積率 (1 ha 以上の経営を行う農業経営体の経営耕地面積合計) | 65.9% | 70.0% | 75.0% | 施策① |
| Ⅱ-3-04 | 農業法人設立数 (各年度末) | 31 経営体 | 33 経営体 | 35 経営体 | 施策① |
| 項目の 説明 | Ⅱ-3-03 : 農林業センサスは、5年に一度調査を行います。 | | | | |

基本方針Ⅲ-1

ごみ

循環型社会の形成

環境に対する負荷を少なくするため、生産・流通・消費・廃棄の各段階で、廃棄物を限りなくゼロに近づける循環型社会を構築する必要があります。この理念に基づき、資源を循環し、廃棄物を適正に処理するため、上田地域広域連合が策定したごみ処理広域化計画に基づき、資源循環型施設の建設に取り組みます。

また、ごみの減量化や再利用を進めるため、市民や事業者に着実に定着しつつある分別収集・リサイクル活動をさらに進めるとともに、新たな課題である「食品ロス」を削減するため、「残さず食べよう！30・10運動」の促進や啓発物品の作成等に取り組みます。

環境施策

施策① 資源循環システムの整備

● ごみの適正処理の推進

- ・ 上田地域広域連合構成市町村における廃棄物の分別回収方法の統一について検討し、効率的なごみ処理を推進します。

● 資源循環型ごみ処理施設の整備

- ・ 平成28年2月に上田地域広域連合が改訂した、ごみ処理広域化計画に基づき、資源循環型施設の建設に取り組みます。
- ・ 埋め立て処分している焼却灰についても、リサイクルを進めます。

● 地域リサイクルシステムの推進

- ・ 自治会単位等で、家庭の生ごみを処理、堆肥化できる設備を設置し、地域でリサイクルする仕組みの導入を推進します。
- ・ 家庭や自治会等の美化活動により発生する、枝木・草・落ち葉の有効活用を図るため、堆肥化やチップ化等の処理方法について検討します。
- ・ 生ごみの減量化のため、ごみ減量化機器購入費補助事業の充実を図るなど、家庭から出される生ごみの堆肥化を推進します。

● **ごみの減量化と分別回収の徹底**

- ・ 家庭から出される廃棄物及び資源物の分別回収を徹底し、より一層の減量化と再資源化を推進します。
- ・ 事業所から出る廃棄物の分別回収を促進します。
- ・ 事業所からクリーンセンターに搬入される可燃ごみの内容物点検を実施し、適正な処理を指導します。
- ・ 家庭や事業所における廃棄物の排出抑制や適正処理を進めるため、ごみ減量アドバイザー等の養成を行います。
- ・ ごみ減量アドバイザーや各種団体等による、ごみ減量に関する講習会を実施して、ごみ減量について啓発します。
- ・ 上田市ごみ処理基本計画に掲げるごみ減量目標値の達成を目指します。

● **リサイクル活動の普及啓発**

- ・ リサイクル活動や物の大切さを実感し、体験する場として、リサイクル活動拠点「エコ・ハウス」の運営を図ります。
- ・ エコ・ハウスが提供する「不用品交換情報（ゆずります・ゆずってください）」等を活用し、再利用等の市民活動を支援します。
- ・ マイバッグ運動*ⁱ等、ごみ減量・リサイクルに関する普及啓発を推進します。
- ・ 上田市エコストア*の認定制度を拡充し、啓発に努めます。

● **食品ロスの削減の推進**

- ・ 家庭や学校給食等において、食品・食材を適正量購入し、賞味・消費期限内に使い切り、食べきれぬ量を調理し、余った食品・食材を利用することにより、食品ロスの削減を推進します。
- ・ 食品加工事業者に対し、食品ロスが発生しない加工品の生産調整の協力依頼や情報提供を行い、食品ロスの削減を推進します。
- ・ 食事を提供する事業者や宴会をする人たちに、「残さず食べよう！30・10運動」への協力を促進させ、食品廃棄物となる宴会時の食べ残しの削減に取り組みます。
- ・ フードバンク活動に協力します。

* i マイバッグ運動：買い物時に、自分の買い物袋を持参し、レジ袋の削減を図る運動。

*「残さず食べよう！30・10運動」とは

食べられるのに廃棄される、いわゆる食品ロスの削減を目的に、飲食店等から出る廃棄物、とりわけ宴会時における食べ残しを減らす取組みとして、松本市を発祥地とする全国的に広まった運動のこと。宴会の乾杯後 30 分間とお開き前 10 分間は自席に着いて料理を楽しみ、余った料理は各自の責任において持ち帰るなどの食べ残しを減らすための運動です。

市では、この運動の啓発用品を地元の長野大学の学生たちのコンセプト・デザインにより制作し、運動の推進協力店として登録いただいているお店を通じて利用していただくことで、広く市民に向けた啓発に取り組んでいます。また、「もったいない」という気持ちを家庭に持ち帰っていただき、家庭における食品ロスの削減にも繋げていきます。



長野大学の学生によりデザインされたポスター

環境指標

| NO. | 指標項目 | 現状(値) (2016年度) | 中間目標(値) (2022年度) | 最終目標(値) (2027年度) | 関連する 施策 |
|-----------|---|-------------------|---------------------|---------------------|------------|
| Ⅲ-1-01 | ごみ減量化機器購入費補助 事業補助台数 | 328 件 | 増加 (2016年度比) | 増加 (2022年度比) | 施策① |
| Ⅲ-1-02 | 生ごみ堆肥化処理事業で処 理した生ごみ量(生ごみ堆肥 化処理モデル事業関係) | 6.90 t | 増加 (2016年度比) | 増加 (2022年度比) | 施策① |
| Ⅲ-1-03 | 一人当りのごみ排出量 | 280 kg/年 | 261kg/年 | 245kg/年 | 施策② |
| Ⅲ-1-04 | エコストア認定数 | 20 店 | 増加 (2016年度比) | 増加 (2022年度比) | 施策② |
| Ⅲ-1-05 | 「残さず食べよう！30・10運 動」推進協力店登録数 | 新規 | 50 件 | 増加 (2022年度比) | 施策② |
| 項目の 説明 | Ⅲ-1-01：一般家庭等から排出される生ごみを、減量又は堆肥化する機器の購入経費に対して、補助金を交付しています。 Ⅲ-1-03：可燃ごみ、容器包装プラスチックごみ、不燃ごみ（危険・有害ごみ含む）及び資源ごみの総量を人口で割ったもの。 Ⅲ-1-04：ごみの減量化・再生利用に取り組み、自らも廃棄物の適正処理に努めている市内の小売等を、「上田市エコストア」として認定しています。 Ⅲ-1-05：食品ロス削減のため、「残さず食べよう！30・10運動」の推進に協力してくださる店舗を登録し、市ホームページで紹介します。 | | | | |

地球温暖化問題への対応は、年々、重要性や緊急性が高まり、その実行は世界各国が削減目標を掲げ推進する必要があります。また、再生可能エネルギーの利活用と省エネルギー対策は、より一層の推進が求められています。

本市においては、「上田市地域新エネルギービジョン」に掲げた目標に沿い、再生可能エネルギーの普及拡大に努める必要があります。特に太陽エネルギーについては、全国有数の日射量により発電等に優れた地域特性を活かしたエネルギー供給源となることから、家庭用及び事業用のシステム導入の普及促進とともに、地域との調和が図られた中での民間活力による大規模発電事業への取組みも重要となります。

また、再生可能エネルギー、省エネルギーに対する市民の関心も高いことから、市民参加による地球温暖化防止活動を積極的に推進します。

環境施策

施策① 市役所の地球温暖化防止活動の推進

● 省エネルギー行動と設備導入の推進

- ・ 「エコオフィスうえだ（上田市役所地球温暖化防止実行計画）」に基づき、引き続き地球温暖化防止対策を推進します。
- ・ 環境マネジメントシステムをツールとして、「エコオフィスうえだ」の取組みを推進します。
- ・ 公共施設の設備更新等の際に、高効率な省エネルギー設備の導入や断熱性能の向上を推進します。

● 公共施設の地球温暖化対策の推進

- ・ 街路灯や道路灯、公共施設の照明等のLED化を進めます。
- ・ 自治会が行うLED防犯灯の設置等に対し支援します。
- ・ クリーンセンターから発生する熱エネルギーの利用を推進します。
- ・ 下水道処理施設から発生する消化ガスを有効利用し、省エネルギー対策を推進します。
- ・ 下水道汚泥の燃焼の高度化等により、温室効果ガス（一酸化二窒素）の排出削減対策を推進します。
- ・ 緑のカーテン実施等の省エネ活動を実践します。
- ・ 公共施設において断熱改修等、省エネ改修を推進します。

● エコカー導入の促進

- ・ 車両等の更新の際は、電気自動車やハイブリッドカー等のエコカーの導入を推進します。

● 新エネルギー* ii の活用推進

- ・ 上田市地域新エネルギービジョンに基づき、新エネルギーの普及拡大を推進します。

* ii 新エネルギー：太陽光（熱）、風力等自然の力を利用したり、今まで使われず捨てていたエネルギーを有効に使ったりする、再生可能な地球に優しいエネルギーのこと。石油や天然ガス等の化石燃料の消費が軽減され、それに伴って排出されていた二酸化炭素の排出量を減らすことができる等のメリットがある。

- ・ 公共施設への太陽光や太陽熱、地中熱等の新エネルギー設備の導入を推進します。
- ・ 地域における中小河川等を利用した中小水力発電の設置について検討します。

施策②

市民の地球温暖化防止活動の推進

● 家庭の省エネ活動の支援

- ・ 長野県地球温暖化防止活動推進員による「うちエコ診断」等の情報を提供し、家庭の省エネルギー対策や地球温暖化対策を促進します。

● 省エネルギー、新エネルギー設備導入支援

- ・ 太陽光発電システムや太陽熱利用システム、地中熱利用システム等を活用した新エネルギー設備の設置支援を行います。

● 住宅用蓄電設備の導入支援

- ・ 太陽光発電設備と連携して、効率的に再生可能エネルギーを利用することができる、住宅用蓄電設備の導入に対する支援を検討します。

● 新・改築エコ住宅建築の推進

- ・ 断熱や省エネルギー性能に優れ、太陽光発電等の再生可能エネルギーを導入し、エネルギーの消費量の収支をゼロとする「ネット・ゼロ・エネルギーハウス ZEH」の新・改築を推進します。

● 環境配慮行動のための情報提供の推進

- ・ 地球温暖化対策地域推進計画の策定等、市域全体の温室効果ガス削減目標値を定め、市民・事業者の温暖化防止活動の推進を検討します。
- ・ 国・県の地球温暖化防止の取組みを、市ホームページ等で広く市民・事業者へ普及啓発を行います。

施策③

事業者の地球温暖化防止行動の推進

● 省エネルギー、新エネルギー設備導入支援

- ・ 太陽光発電システムや太陽熱利用システム、地中熱利用システム等を活用した新エネルギー設備の設置支援を行います。
- ・ ソーラーシェアリング等、新エネルギーの新たな導入方法について研究を進めます。
- ・ 事業者における省エネルギー改修（ESCO 事業等）の導入に関する情報提供を行います。

● 環境配慮行動のための情報提供の推進

- ・ 地球温暖化対策地域推進計画の策定等、市域全体の温室効果ガス削減目標値を定め、市民・事業者の温暖化防止活動の推進を検討します。
- ・ 国・県の地球温暖化防止の取組みを、市ホームページ等で広く市民・事業者へ普及啓発を行います。
- ・ 環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21 等）の導入や運営に関して情報提供し、支援します。

環境指標

| NO. | 指標項目 | 現状(値) (2016年度) | 中間目標(値) (2022年度) | 最終目標(値) (2027年度) | 関連する 施策 |
|--------|--|-----------------------------------|---------------------|---------------------|------------|
| Ⅲ-2-01 | 上田市関係機関からの温室効果ガス総排出量 | 16,333t-CO ₂ | 削減 (2013年度比) | 削減 (2013年度比) | 施策① |
| Ⅲ-2-02 | 公共施設における新エネルギー、省エネルギー施設等設置箇所数(累計) | 太陽光 30箇所 小水力 1箇所 (510.59kW) | 増加 (2016年度比) | 増加 (2016年度比) | 施策① |
| Ⅲ-2-03 | 太陽光発電、太陽熱利用普及促進補助件数(累計) | 太陽光 264件 太陽熱 10件 (累計5,196件) | 増加 (2016年度比) | 増加 (2016年度比) | 施策②③ |
| Ⅲ-2-04 | 一般家庭の太陽光発電設備出力数(累計) | 21,541kW | 増加 (2016年度比) | 増加 (2016年度比) | 施策② |
| 項目の説明 | <p>Ⅲ-2-01：国のCO₂削減目標に準じて、本市でも「エコオフィスうえだ（上田市役所地球温暖化防止実行計画）」を策定し、その中で定めたCO₂削減目標の達成に向けて取り組んでいます。</p> <p>Ⅲ-2-02：小中学校への太陽光発電設備の設置、染屋浄水場への小水力発電設備の設置等により、新エネルギー、省エネルギー施設の導入を進めています。</p> <p>Ⅲ-2-04：「上田市地域新エネルギービジョン（増補版）」において、2020年度目標で30,000kWとしております。その後も、改訂を行い内容を見直します。</p> | | | | |

「地球温暖化対策計画」（2016年5月）では、「日本の約束草案」（2015年7月）に基づき、国内の温室効果ガスの排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度比で26.0%削減する中期目標を掲げています。特に、温室効果ガス排出量の約90%を占めるエネルギー起源の二酸化炭素排出量を、2013年度比で25.0%（約9億2,700万t-CO₂）削減するため、5部門に分けて削減の目安を示しています。5部門のうち「産業部門」や「運輸部門」は改善傾向にありますが、商業・サービス・事業所等の「業務その他部門」と「家庭部門」の排出量は増加傾向にあり、高効率の省エネルギー設備等の導入やエネルギー管理の徹底といった対策が必要です。

なお、国・都道府県・市町村の施設は、「業務その他部門」に属します。

エネルギーを起源とする二酸化炭素排出量の各部門の目安

（単位：百万t-CO₂）

| 部門 | 2005年度実績 | 2013年度実績 | 2030年度目安 | 2013年度比 削減率 |
|---------|----------|----------|----------|----------------|
| 産業 | 457 | 429 | 401 | 6.5% |
| 業務その他 | 239 | 279 | 168 | 39.8% |
| 家庭 | 180 | 201 | 122 | 39.3% |
| 運輸 | 240 | 225 | 163 | 27.6% |
| エネルギー転換 | 104 | 101 | 73 | 27.7% |
| 合計 | 1,219 | 1,235 | 927 | 25.0% |

出典：地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）

地域資源

地域資源の活用

太陽光や木質バイオマス等の地域のエネルギー資源は、化石燃料を代替するエネルギーとなり、このように地域のエネルギー資源を有効に活用することは、枯渇する資源を延命させ、地球温暖化防止にも繋がります。このような地域のエネルギーを地域で利用するエネルギーの地産地消を進めることによる地球温暖化防止に加え、非常時のエネルギー供給対策、さらには、新たな産業の創出による地域経済活性化が期待されます。

また、水資源の有効利用は、水資源の保全のほか、水循環を健全に保ち、洪水や河川の氾濫等の予防にも繋がります。

市内に存在する自然由来のエネルギー資源を有効利用し、地域の中でエネルギー循環ができるよう、地域新電力の導入やスマートシティの構築を検討します。

環境施策

施策① 太陽光・太陽熱の有効利用

- 太陽光・太陽熱利活用の推進
 - ・ 公共施設に太陽光発電設備等を積極的に導入するとともに、一般家庭における太陽光発電設備の導入を支援します。

施策② 水資源の有効利用

- 雨水利用の推進
 - ・ 雨水の有効利用とともに、治水対策や災害時の非常用水として活用できるように、住宅に設置する雨水貯留槽*ⁱⁱの導入を支援します。
- 雨水貯留・浸透設備等の導入推進
 - ・ 公共施設に雨水貯留槽や雨水浸透枡*ⁱを設置し、雨水の有効利用に努めます。
 - ・ 家庭や事業者における雨水流出の抑制と水資源の有効利用のため、雨水貯留施設の普及を促進します。
- 地下水の適正利用の推進
 - ・ 貴重な水資源である地下水を次世代に引き継ぐため、適正な利用を推進します。

*ⁱⁱ 雨水貯留槽：散水や防火用水等に利用するため、雨どいに接続して雨水を貯留するための容器のこと。

*ⁱ 雨水浸透枡：雨水の地下浸透を促す設備の一つであり、コンクリート性の筒型の形状で、多数の穴を開けてあるもの。この多数の穴を通して雨水は地下に浸透する。

施策③**バイオマスの有効利用****● 森林資源の有効利用推進**

- ・ 地元産材を活用した木質バイオマスエネルギー利用の研究に取り組みます。
- ・ 再生可能な資源としての木材の積極的な利用推進を啓発し、森林資源の有効活用を図ります。
- ・ 松くい被害木の有効利用や、ペレットストーブ、チップボイラー等の導入推進を図り、木質バイオマスエネルギー利用を促進します。

● 農畜産廃棄物の有効利用推進

- ・ 農畜産廃棄物のバイオマスエネルギー利用の研究に取り組みます。

施策④**地域資源の有効利用****● 地域資源の利活用**

- ・ 市内に存在する自然由来のエネルギー資源を地域で利用し、IoT^{*i}等を活用したエネルギーマネジメントによるスマートコミュニティの構築に向けた研究を進めます。
- ・ 再生可能エネルギーの地産地消に向けた地域新電力の創設について研究を進めます。

環境指標

| NO. | 指標項目 | 現状(値) (2016年度) | 中間目標(値) (2022年度) | 最終目標(値) (2027年度) | 関連する 施策 |
|-----------|---|-------------------|---------------------|---------------------|------------|
| Ⅲ-3-01 | 雨水貯留槽補助件数(累計) | 346件 | 460件 | 560件 | 施策② |
| 項目の 説明 | 水資源(雨水)の有効利用を推進するため、雨水貯留槽の設置費に対して補助金を交付しています。 | | | | |

*ⁱ IoT (Internet of Things) : 多種多様な「モノ」がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りすること。

基本方針Ⅳ-1

文化

歴史遺産・文化遺産の保存と継承

本市は、上田城跡や柳町等歴史的な家並みが市街中心地に残されており、市全体で20の国指定文化財、25の県指定文化財、236の市指定文化財、国の登録文化財等も含めて、全体で298の文化財をもつ、歴史あふれるまちです。

本市の恵まれた歴史遺産や文化遺産を保存し、これらを将来の世代へと引き継ぎます。

環境施策

施策①

歴史遺産・文化遺産の保護と伝承

● 史跡・歴史・文化的遺産の調査と保護

- ・ 開発によって貴重な文化財が失われることを防ぐため、各種開発事業に先立ち、遺跡の試掘調査や発掘調査を行い、それらの記録保存を行います。
- ・ 開発の際に、周辺環境との調和を図り、良好な景観の形成を推進します。
- ・ 文化財の保存・活用を図るために必要な調査を行い、価値あるものについては文化財として指定し、保護のために必要な措置を講じ、次世代に継承していきます。
- ・ 古くから残る建造物や、近代建築等の調査発掘に努め、貴重な歴史的・文化的建造物として保存整備して後世に伝えていきます。

● 伝統芸能の保護、育成

- ・ 民俗芸能等の無形文化財について保存・保護を行うとともに、後継者の育成や活動に対する支援の充実を図ります。

施策②

歴史遺産・文化遺産とのふれあいの場の創出

● 伝統文化にふれる機会の創出

- ・ 市内各地で開催される、伝統行事等の内容や開催時期等について、広く市民に情報を提供します。
- ・ 地域に伝わる伝統行事や祭り等への子どもたちの積極的な参加を進めて、伝統行事や文化に直接触れる機会を創ります。
- ・ 地域の文化や伝統的な遊び等を伝承する活動を推進します。

● 学習機会の充実と普及啓発

- ・ 上田博物館、信濃国分寺資料館、丸子郷土博物館、真田氏歴史館、各公民館等と連携した郷土の歴史や文化を学ぶ講座の開催や、優れた業績を残した先人たちを紹介し、先人たちに学ぶ機会を提供します。

- ・ 市民が開催する、郷土の歴史や文化を学ぶ講座への講師派遣と、資料を提供します。
- ・ 小中学校における生活・社会・総合的学習等の授業において、地域の歴史や文化を学ぶとともに、地域で研究や活動している人たちとの交流を通して、郷土に対する愛着を深めます。
- ・ 文化財を「広報うえだ」等を通じて市民に積極的に情報提供し、文化財に対する関心を高めるとともに、文化財保護に関する理解を深めます。

環境指標

| NO. | 指標項目 | 現状(値) (2016年度) | 中間目標(値) (2022年度) | 最終目標(値) (2027年度) | 関連する 施策 |
|---------|--|-------------------|---------------------|---------------------|------------|
| IV-1-01 | 指定文化財デジタルアーカイブ化件数(累計) | 313件 | 増加 (2016年度比) | 増加 (2016年度比) | 施策① |
| 項目の説明 | デジタルアーカイブは、かけがえのない文化資産を、記録精度が高く、映像再現性に優れたデジタル映像の形で保存・蓄積し、次世代に継承していくものです。 | | | | |

緑

緑地の保全と緑化の推進

染屋河岸段丘のグリーンベルトや公園等の街中の緑の空間は、私たちに安らぎをもたらすとともに、ヒートアイランド対策、動植物の生息・生育環境の提供等、いろいろな役割を担っています。

また、地域における緑化運動は、地域の人々の親交を深め、地域ネットワーク形成にも寄与しています。これからも、緑や花にあふれた、うるおいのあるまちづくりを推進します。

環境施策

施策① 公園・緑地の保全と整備

● 公園の整備

- ・ 緑の基本計画に位置付けられた都市公園について、社会情勢や市民のニーズを反映した、安全で親しまれる公園を目指し整備を進めます。

● 緑地の保全と整備

- ・ 上田市における緑の現状と課題を総合的に整理し、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を計画的に実施します。
- ・ 里山や市街地背後の森林は、市街地の貴重な自然環境を形成しており、彩りと四季を感じさせる大切な自然として保全対策を進めます。
- ・ 染屋河岸段丘のグリーンベルトに代表される、市街地近郊の斜面樹林や河川緑地を重要な緑の空間として保全し、整備を進めます。

施策② 緑化の推進

● 緑地の確保

- ・ 計画的な土地利用により、緑地の確保に努めます。
- ・ 上田市都市計画マスタープランに基づき、将来の都市計画構想に合わせて将来市街地の設定を行い、周辺の環境と調和した土地利用を図ります。
- ・ 工場・事業所の緑化に関し、開発規制等により適正に指導します。

● 街路樹と花壇の整備

- ・ 街路樹の植樹や緑地帯の確保に努めるとともに、花の種銀行や苗木の配布等により、花壇の整備に努めます。

● 緑化に関する普及啓発

- ・ 市内の花を育てている団体に花苗を配布するとともに、「上田市花と緑のまちづくりコンクール」を開催し、緑化に関する普及啓発に努めます。

環境指標

| NO. | 指標項目 | 現状(値) (2016年度) | 中間目標(値) (2022年度) | 最終目標(値) (2027年度) | 関連する 施策 |
|-----------|-------------------------------|-------------------|---------------------|---------------------|------------|
| IV-2-01 | 都市公園数 | 55箇所 | 56箇所 | 56箇所 | 施策① |
| IV-2-02 | 里山整備ボランティア | 5回 | 5回 | 5回 | 施策① |
| IV-2-03 | 街路樹の植栽延長(累計) | 15.8km | 伸長 (2016年度比) | 伸長 (2016年度比) | 施策② |
| IV-2-04 | 生垣設置新設補助延長 (累計) | 3,796m | 4,000m | 4,100m | 施策② |
| IV-2-05 | 花の種銀行登録者数(累計) | 928人 | 増加 (2011年度比) | 増加 (2011年度比) | 施策② |
| IV-2-06 | 自治会への花苗配布本数 | 137,522本 | 130,000本/年 | 130,000本/年 | 施策② |
| 項目の 説明 | IV-2-01: 緑の基本計画において位置付けられている。 | | | | |

本市の史跡・歴史的建造物を含む自然景観、農村景観等他都市に誇れる都市景観を保全・維持するためには、地域住民や事業者が景観との調和を意識する必要がある、また、環境美化等の取り組みも重要です。

調和のとれた美しい景観の保全・形成に努めるとともに、まちの美化の推進等、マナーの向上を目指します。

環境施策

施策① 優れた地域景観の保全と形成

● 景観まちづくりの推進

- ・ 景観形成を進めるための基本方針となる「上田市景観計画」に基づき、市民と行政が一体となって、恵まれた自然環境や歴史・文化的遺産を守り育てるとともに上田市の特色を活かした新たな景観を創出することにより、美しく魅力あるまちづくりを推進します。

● 自然・農村・文化的景観の保全

- ・ 歴史的な景観や自然景観の保全を図り、農村の良さを生かした農村集落の環境整備を進めます。
- ・ 四方を山に囲まれた盆地景観の骨格をなす秀麗な稜線は、安らぎを与える大切な要素であり、その美しさを次世代に伝えるために市の貴重な財産として保全に努めます。

● 調和のとれた景観の形成

- ・ 公園、緑地、史跡及び都市施設を結ぶ道路においては、周辺の優れた景観に調和した道路づくりを進めます。
- ・ 景観協定や建築協定の締結を推進します。

● 景観に対する意識啓発

- ・ 「上田市都市景観賞」の表彰、景観ウォッチングや景観講演会等の開催等を通じ、景観に関する市民意識の高揚や人材育成を図ります。
- ・ 景観づくりに関わる市民団体を育成し、景観形成市民団体として認定し、その活動を支援します。

施策②**環境美化の推進****● 環境美化活動の普及啓発**

- ・ 不法投棄防止やクリーンキャンペーン等、環境美化活動の普及啓発に努め、市民・事業者の参加を推進します。
- ・ ポイ捨て防止の普及啓発や監視・指導に努めます。

● 不法投棄対策の推進

- ・ 河川一斉パトロール等により、不法投棄の防止に努めます。
- ・ 環境美化監視員による不法投棄パトロールを実施します。

● 空き地・空き家対策の推進

- ・ 空き地・空き家の情報を収集し、適正な管理を促すとともに、利用希望等需要を把握し、空き地・空き家の有効活用を図る支援を推進します。
- ・ 空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための計画等を策定し、空家等の減少や有効活用による地域経済の活性化、移住定住を促進します。
- ・ 空き地の適正な管理に関する普及啓発を促進します。

環境指標

| NO. | 指標項目 | 現状(値) (2016年度) | 中間目標(値) (2022年度) | 最終目標(値) (2027年度) | 関連する 施策 |
|---------|---|-------------------|---------------------|---------------------|------------|
| IV-3-01 | 景観協定の締結数 | 7件 | 10件 | 10件 | 施策① |
| IV-3-02 | 都市景観賞の表彰件数(上田地域では、平成4年度から実施)(累計) | 52件 | 60件 | 70件 | 施策① |
| IV-3-03 | 景観ウォッチングの参加者数(累計) | 585人 | 780人 | 970人 | 施策① |
| IV-3-04 | 電線共同溝延長(市道の整備状況)(累計) | 2,620m | 2,875m | 3,070m | 施策① |
| IV-3-05 | 環境美化に取り組む市民団体との協定数 (アダプトシステム* ⁱ) | 23件 | 26件 | 28件 | 施策② |
| IV-3-06 | ごみゼロ運動の参加人数 | 16,800人 | 増加 (2016年度比) | 増加 (2016年度比) | 施策② |

* i アダプトシステム：アダプトとは「養子縁組をする」という意味。市民が道路等の公共スペースを里親のように愛情を持って美化・清掃を行うもので、自治体と市民が互いの役割分担について協議して合意を交わし、継続的に美化活動を進める制度。

基本方針V-1



環境教育の推進

市が描く環境ビジョンを達成するためには、一人ひとりが環境問題に対する意識を持ち、環境に対する理解を深め、今までのライフスタイルを見直し、環境に配慮することが重要です。

そのために、市民、事業者が、それぞれ環境について学ぶことができる環境教育を推進するとともに、環境に配慮した活動のリーダー等の人材育成を図ります。

環境施策

施策① 学校等における環境教育の推進

● 学校等における環境教育の推進

- ・ 身近な自然との関わり等、環境の大切さが実感できる体験的な学習を重視した環境教育をそれぞれの地域の特性をふまえながら推進します。
- ・ 「こどもエコクラブ」の活用等を通じて、子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援します。
- ・ 幼児期からの環境学習や体験は、自然を愛する気持ちを育むために重要であることから、保育園、幼稚園における環境教育を推進します。

● 環境学習・体験機会の創出と情報発信の充実化

- ・ 森林・里山体験学習や水辺の学習体験等、学校外における環境学習の機会を充実させるとともに、これらの学習に関する情報を、学校や地域に積極的に発信します。

施策② 地域における環境教育の推進

● 生涯学習における環境教育の実践

- ・ 環境教育について、地域社会におけるさまざまな学習機会を提供するため、公民館等での環境講座、里山講座、自然観察会の実施をはじめ、環境問題に関する各年代における学習ニーズに応えるため、学習機会・メニューを充実し、課題解決に向けた自発的な取り組みの促進に努めます。

● 高等教育機関との連携による環境教育の推進

- ・ 多様化・高度化する市民の学習ニーズに応えるため、大学や研究機関による公開講座や出前講座等を市民へ周知する等、地域内の高等教育機関と連携した取り組みを進めます。

● 環境活動の機会の創出と情報発信の充実化

- ・ 地域の美化活動や緑化活動等、市民が環境活動に取り組む機会を創出し、これらに関する情報を積極的に発信します。

施策③ 事業者における環境教育の推進

● 自主学习に関する支援

- ・ 企業間のネットワークづくりや事業者による自主的な研修活動を支援します。
- ・ 環境新技術の確立や新製品の開発を支援します。

施策④ 環境情報の集積と人材の育成

● 地域人材情報の整備

- ・ 専門的な知識や技能を持ち、地域社会での活用を希望する人々の情報を収集し、「地域人材情報システム」の構築を検討します。

● 環境リーダーの育成

- ・ 各種学習活動により、環境活動を自発的に行う団体の指導者となりうる人材の育成に努めます。

環境指標

| NO. | 指標項目 | 現状(値) (2016年度) | 中間目標(値) (2022年度) | 最終目標(値) (2027年度) | 関連する施策 |
|--------|---|-------------------|---------------------|---------------------|--------|
| V-1-01 | 児童による田植えへの参加人数 | 1,350人 | 1,250人 | 1,100人 | 施策① |
| V-1-02 | 野外活動体験教室事業参加人数 | 143人 | 増加 (2016年度比) | 増加 (2016年度比) | 施策②④ |
| V-1-03 | 自然観察インストラクター登録者数 | 12人 | 増加 (2016年度比) | 増加 (2016年度比) | 施策④ |
| V-1-04 | 自然保護レンジャー委嘱者数 | 11人 | 増加 (2016年度比) | 増加 (2016年度比) | 施策④ |
| 項目の説明 | V-1-01：市内の小学5年生が、地元の農家の方の協力のもと、田植えを体験しています。 | | | | |

地域

環境にやさしい地域づくり

地域の環境資源を活用し、地域ぐるみで環境に配慮した行動を進めていくためには、グループでの行動や多様な主体が得意な分野を担当する等、特色を活かしながら役割分担をしたうえで、一緒に取組みを推進していくことが効果的です。

地域全体での積極的な環境保全行動を推進するための基盤づくりとして、市民・地域のパートナーシップ、市民・事業者のパートナーシップ等、さまざまな地域社会の連携体制の整備を推進していきます。

環境施策

施策① 環境保全団体の活動の推進

- 環境保全団体の活動支援
 - ・ 環境保全団体による環境保全行動の推進を強化し、地域全体へと拡充できるよう普及啓発に努めます。
- 各種団体のパートナーシップの強化
 - ・ 各種団体とのパートナーシップによる環境保全行動の推進や環境保全に関わる自治会の行事等、各種市民活動に対する支援や紹介等、市民、事業者、市のパートナーシップによる環境保全活動を推進します。
- 情報共有システムの整備
 - ・ 環境保全団体が、相互に情報を受発信して、情報を共有できるシステムを整備します。

施策② コミュニティ活動・ボランティア活動の推進

- コミュニティ活動・ボランティア活動の推進支援
 - ・ 住民主体のコミュニティ活動や、NPO活動に必要な情報提供に取り組むとともに、各種市民団体の立ち上げや自主的な活動に対して支援します。
- コミュニティビジネス*iiの推進支援
 - ・ NPOによるコミュニティビジネスの手法等、新たな発想や仕組みを活用して創業しようとする人たちを支援します。

* ii コミュニティビジネス：地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組み。

環境指標

| NO. | 指標項目 | 現状(値) (2016年度) | 中間目標(値) (2022年度) | 最終目標(値) (2027年度) | 関連する 施策 |
|--------|----------------------|-------------------|---------------------|---------------------|------------|
| V-2-01 | まちづくり活動拠点設置数 (累計) | 4カ所 | 増加 (2016年度比) | 増加 (2022年度比) | 施策② |
| V-2-02 | エコ・ハウス来館者数 | 1,958人 | 増加 (2016年度比) | 増加 (2022年度比) | 施策② |

基本方針V-3

交流

地域交流の推進と環境情報の発信

本市は、菅平高原や美ヶ原高原等の自然的な観光資源が多く、交通の利便性も良いため、市外からも多くの人たちが訪れます。

これらの恵まれた自然資源を活かした環境とのふれあいの場等、広く環境情報を発信します。

環境施策

施策①

グリーンツーリズム*ⁱ・エコツーリズム*ⁱⁱの推進

● グリーンツーリズム・エコツーリズムの推進

- 「稲倉の棚田」をはじめとする農山村地域や豊かな自然環境、歴史的・文化的な景観を活かしたグリーンツーリズムやエコツーリズム、フィルムツーリズム*ⁱⁱⁱを推進することで、地域交流の場を創出し、地域資源の価値に対する理解を深め、これらの保全に繋がります。

施策②

地域交流の推進

● 都市農村交流の推進

- 「大収穫祭」等のイベントや、物産展の開催及び姉妹都市・友好都市等への働きかけを通じて、果樹やマツタケ等「上田ブランド」としての名産品、特産品の販売・PRに努めます。
- 大都市圏との交流を進め、農産物オーナー制度を充実させます。
- 観光農園等を活用した体験型農業観光を推進し、上田市産の果樹のPRと消費拡大を図ります。
- 大都市圏からのホームステイ受け入れ等、農村生活・農業体験の交流を推進します。

● 環境交流の推進

- 姉妹都市や友好都市等との環境情報の共有や交流のあり方を検討します。

* i グリーンツーリズム：農山村に滞在して農業体験をしながら、その土地の自然や文化、人々との交流を楽しむ旅行の総称。

* ii エコツーリズム：単に自然や動植物を楽しむだけでなく、環境や生態系の保全活動を組み込んだ旅行。

* iii フィルムツーリズム：映画やドラマ等の舞台となったロケ地、原作地をめぐる旅行。